

自主規制規則の見直しに関する提案を受けた 「協会の従業員に関する規則」等の一部改正について

平成 25 年 12 月 17 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 25 年 4 月 16 日から 5 月 17 日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、寄せられた提案を踏まえ、7 月 16 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表したところである。

今般、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「地場受け・地場出し規制について、地場受けにかかる規制を緩和すること」という見直し提案について、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行い、地場受け規制の従業員個人に係る規制に関して、不注意等が原因で他の協会員の従業員からの注文を受けてしまった場合であっても受注者個人が協会規則違反となってしまう蓋然性が高く、その行為の質に対して厳しすぎることを、協会員としての地場受け防止策の整備を求める趣旨である「協会員の従業員に関する規則」第 7 条第 1 項を維持することで適正な管理体制は維持されるため、従業員個人の責任を協会規則上問う必要性はないと考えられること等を勘案し、適正な規制とするとともに、その他所要の整備を行うため、「協会員の従業員に関する規則」等の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 自主規制規則の見直しに関する提案を受けた対応

地場受け・地場出し規制における地場受けにかかる規制について、「協会員の従業員に関する規則」における受注側の協会員の従業員個人の行為に関する規定を削除する。

(「協会員の従業員に関する規則」第 7 条第 3 項第 5 号)

(2) その他所要の整備

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」が平成 24 年 10 月 1 日から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」へと名称が変更されたことに伴う所要の整備。

(「協会員の従業員に関する規則」第 2 条第 6 号ニ、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第 2 条第 1 号ニ)

3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 12 月 17 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-3667-8470)

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 12 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 ㄱ (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>6 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ ㄱ (現行どおり)</p> <p>ハ</p> <p>ニ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律</u>に基づく派遣労働者にあつては、金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 ㄱ (省 略)</p> <p>5</p> <p>6 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ ㄱ (省 略)</p> <p>ハ</p> <p>ニ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律</u>に基づく派遣労働者にあつては、金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が当該他の協会の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等(他の協会員が店頭デリバティブ取引会員である場合は、当該店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に、他の協会員が特別会員である場合は当該特別会員の登録金融機関業務に係る取引に限る。以下同じ。)の注文を受けてはならない。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けた場合、当該従業員に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の</p>

新	旧
<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 ↳ (現行どおり)</p> <p>4</p> <p>5 <u>削除</u></p> <p>6 ↳ (現行どおり)</p> <p>29</p>	<p>取引である場合及び当該従業員(特別会員の従業員に限る。)に係る取引が金商法第33条第2項第3号及び第4号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 ↳ (省 略)</p> <p>4</p> <p>5 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が他の協会の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を受けること。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けた場合、当該従業員に係る取引が金商法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合及び当該従業員(特別会員の従業員に限る。)に係る取引が金商法第33条第2項第3号又は第4号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 ↳ (省 略)</p> <p>29</p>
<p>(電磁的方法による承諾)</p> <p>第18条 協会員は、第7条第1項及び第3項第4号に規定する書面による承諾に代</p>	<p>(電磁的方法による承諾)</p> <p>第18条 協会員は、第7条第1項、第3項第4号及び第5号に規定する書面による</p>

新	旧
<p>えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該協会員は、書面により承諾したものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 12 月 17 日から施行する。</p>	<p>承諾に代えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該協会員は、書面により承諾したものとみなす。</p>

**「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」
の一部改正について**

平成 25 年 12 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ ㄱ (現行どおり) ハ</p> <p>ニ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣労働者</u>にあつては、<u>金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 12 月 17 日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ ㄱ (省 略) ハ</p> <p>ニ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者</u>にあつては、<u>金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者</u></p>

資料 2 - 1

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正等（案） に関するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 12 月 17 日
日本証券業協会

本協会では、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正等（案）につきまして、平成 25 年 11 月 1 日から平成 25 年 11 月 18 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見はありませんでしたので、別紙のとおり改正を行うことといたします。

以上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正等について

平成 25 年 12 月 17 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 24 年 7 月 30 日に公表された「社債市場の活性化に関する懇談会」報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」を受け、公社債分科会のもとに「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」を設置し、売買参考統計値の信頼性の向上のための対応策について検討を行い、平成 25 年 9 月 2 日、報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて」を取りまとめたところである^(注)。

今般、この報告書で示された見直し案に係る規定を整備するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正並びに「売買参考統計値に関する取扱いについて」（ガイドライン）の制定を行うこととする。

(注) 報告書は、平成25年9月3日から同年9月17日までの間、パブリック・コメントを募集した。報告書の内容及びパブリック・コメントの結果については、本協会ホームページ(http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/files/20131101_publiccomment_kekka.pdf)を参照。

2. 改正の骨子

(1) 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正について

- ① 指定報告協会員による気配の報告時限について、社債、特定社債及び円貨建外債（以下、「社債等」という。）以外のものは当日の午後 4 時 30 分とし、社債等は当日の午後 5 時 45 分とする。（規則第 7 条第 1 項）
- ② 指定報告協会員は、本協会に報告する気配の水準について他の指定報告協会員との間で事前の情報交換又は調整を行うなど気配の適正性及び公正性を損なう行為をしてはならないこととする。（規則第 9 条第 2 項）
- ③ 売買参考統計値に関する取扱いについては、この規則の定めによるほか、本協会が別に定めるところによるものとする。（規則第 22 条）
- ④ 規則第 22 条の新設に伴い、「本協会が別に定める」旨の重複規定を削除する。（細則第 3 条第 3 項及び第 4 条第 3 項）

(2)「売買参考統計値に関する取扱いについて」(ガイドライン)の制定について

- ① 現行ガイドライン「指定報告協会の指定に係る運用について」に規定されている指定報告協会の指定に係る事項のうち、指定報告協会の指定基準を次の(イ)及び(ロ)のとおり変更し、その他の事項と合せて、新設ガイドライン「売買参考統計値に関する取扱いについて」に盛り込む。(3. 指定報告協会の指定、別紙1)
 - (イ) 会員の参入基準及び維持基準に、「社債等の気配の報告を行う指定報告協会員にあつては、社債等の売買高ランキング 20 位以内に位置していること」を追加する。また、社債等の売買高ランキングを満たしていない場合であっても、自社が主幹事となっている社債等については気配の報告を行うことができることとする。
 - (ロ) 特別会員の参入基準に、「登録金融機関業務として売買を行うことができる有価証券に限り気配の報告を行うこと」を追加する。
- ② 指定報告協会員からの報告内容等を定める。(4. 指定報告協会員からの気配の報告)
- ③ 本協会において、日々の報告気配値のチェック及び指定報告協会員の報告態勢のチェック等を行うこととする。(5. 本協会における管理)
- ④ 社債等以外は、報告気配値を上下カットしたうえで平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。社債等は、報告気配値を上下カットせず、全ての報告気配値により平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。(6. 売買参考統計値の算出方法)
- ⑤ 売買参考統計値の発表内容及び発表方法等を定める。(7. 売買参考統計値の発表内容、8. 売買参考統計値の発表方法等)
- ⑥ 売買参考統計値について、社債等以外は当日の午後 5 時 30 分を目途に、社債等は当日の午後 6 時 30 分を目途に公表する。(9. 売買参考統計値の発表時間)
- ⑦ 現行ガイドライン「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」に規定されている事項を新設ガイドライン「売買参考統計値に関する取扱いについて」に盛り込む。(10. 選定銘柄に係る発表開始日の取扱い、11. 選定銘柄に係る最終発表日の取扱い、別紙 4)
- ⑧ 本協会は、報告気配値の適正化に資する情報の収集を行うことを目的として専用の電子メール窓口を設け、広く市場参加者等から売買参考統計値に関する意見を受け付ける。(12. 売買参考統計値に係る意見等受付窓口)
- ⑨ 改正後の規則第 7 条第 1 項に規定する「社債、特定社債及び円貨建外債」を指定する。(別紙 3)

(3) 現行ガイドライン「指定報告協会の指定に係る運用について」及び「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」の廃止について

上記(2)①及び⑦のとおり、現行ガイドラインに規定されている事項については、新設ガイドライン「売買参考統計値に関する取扱いについて」に盛り込まれることから、現行ガイドライン「指定報告協会の指定に係る運用について」及び「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」を廃止する。

3. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する^(注)。ただし、規則第9条第1項から第3項までの改正は、平成26年1月1日から施行する。

(注) 施行の時期について、報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて」においては、「見直し後の制度の実施時期については、平成27年のできるだけ早い時期の実施に向け、必要とされる検討を進めることとしたい。」としている。

以 上

資料 3 - 1

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等の一部改正（案） に関するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 12 月 10 日
日本証券業協会

本協会では、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等の一部改正（案）につきまして、平成 25 年 11 月 1 日から同年 11 月 18 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（1 件、1 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりであります。

項番	意見	考え方
1	<p>「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正案のうち、Ⅱ. 6. (9) 及び (10) を次のとおり修正することが適当と考えます。</p> <p>(9) 日本銀行又は株式会社日本証券クリアリング機構が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。</p> <p>(10) 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）が関係する取引のうち、国債の店頭取引の清算に係る取引であって、JSCC が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。</p> <p>(理由) 株式会社日本証券クリアリング機構(以</p>	<p>御意見のとおり、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の該当部分を修正いたします。</p>

項番	意見	考え方
	<p>下「JSCC」という。)では、その清算対象取引である上場国債現物取引、国債先物取引及び国債店頭取引について、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債DVP決済を行っており、これらの取引の決済に関しては、国債の即時グロス決済に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で示された市場慣行の趣旨や内容を踏まえつつ、JSCCとして独自のルールを定めています。</p> <p>一方、改正案では、ガイドラインの例外として扱うことがあり得る取引をJSCCの清算対象取引のうち国債店頭取引に限定しており、JSCCの清算対象取引のうち上場国債現物取引及び国債先物取引は、原則どおりガイドラインに準拠すべき取引とされているかのように見えることから、上記のとおり取引を限定しない表現に修正すべきと考えます。</p>	

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等の一部改正について

平成 25 年 12 月 10 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）について、新たなシステム（以下「新日銀ネット」という。）を平成 26 年 1 月から 2 段階に分けて稼働予定である（日本銀行当座預金決済・国債決済関連業務等については、平成 27 年秋から平成 28 年初の間を目途として稼働予定）。

これに伴い、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」（以下「国債 RTGS ガイドライン」という。）、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」（以下「相対ネットティング取扱指針」という。）及び「一般債の振替決済に関するガイドライン」（以下「一般債ガイドライン」という。）の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子（詳細は別紙「主な改正点」参照）

（1）「国債 RTGS ガイドライン」の一部改正について

- ① 国債 D V P の決済方式（メッセージフロー）の見直しに伴うデータ入力方法等について規定
- ② 元利払対象銘柄に係るカットオフ・タイム、リバーサル・タイムについて規定
- ③ 利子配分先変更依頼の入力タイミングについて規定
- ④ 国債 D V P の確認依頼事項通知機能、当座勘定（同時担保受払時決済口）の廃止に伴う所要の改正
- ⑤ ISO20022 電文フォーマットの項目別の利用ルールの設定に係る諸事項（記事欄、取引 I D、取引の種類、利用制限項目）の取扱いについて規定
- ⑥ その他（字句の修正）

（2）「相対ネットティング取扱指針」の一部改正について

- ・照合通知データフォーマット上の銘柄コード及び記事欄の取扱いについて規定

（3）「一般債ガイドライン」の一部改正について

- ・決済においては、原則、当座勘定（同時決済口）を利用する旨規定

3. 実施の時期

この改正は、新日銀ネットの稼働日（平成 27 年秋から平成 28 年初の間を目途）から実施することとする（日本銀行において新日銀ネットの稼働日が決定次第、改正日を定める。）。

以 上

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

 平成 25 年 12 月 17 日
 日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 16 日から 5 月 17 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年 7 月 16 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記により「規制の見直しの検討に着手する事項（以下の 5 項目）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記のとおり、ご報告申し上げます。

記

「自主規制規則の見直しに関する検討計画」（平成 25 年 7 月 16 日）			検討結果（又は検討状況） （○検討済、△検討中）
提案事項			
1	売買審査基準について、各協会員においてより適切な抽出基準を設定することができるよう制度に柔軟性をもたせること。 【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】	⇒	○見直しを行わないことを決定 （売買管理等に関するワーキング・グループ） 【検討内容】 「売買管理等に関するワーキング・グループ」において、提案を行った社も交えて検討した。 検討の結果、事務局が定める抽出基準は、あくまでもミニマムスタンダードであり、これとは別に、各社が独自の審査基準を設けて売買審査を行うことは否定されるものではないことから、今回提案された内容は、各社独自の審査基準として各社が個別に対応することとし、現行の抽出基準の改正は行わないとの結論に至った。
2	銘柄及び顧客抽出基準について、本来着目すべき取引を効果的に抽出できるよう、条件の見直しを行うこと。 【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】	⇒	○対応済み （自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ） 【対応内容】 従業員個人に係る禁止行為としての地場受け規制に関して、自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループにおいて検討を行い、提案趣旨を踏まえた適正な規制とするため、「協会の従業員に関する規則」における当該規制を廃止した。（平成 25 年 12 月 17 日施行）
3	地場受け・地場出し規制について、地場受けにかかる規制を緩和すること。 【協会の従業員に関する規則】	⇒	○対応済み （自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ） 【対応内容】 従業員個人に係る禁止行為としての地場受け規制に関して、自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループにおいて検討を行い、提案趣旨を踏まえた適正な規制とするため、「協会の従業員に関する規則」における当該規制を廃止した。（平成 25 年 12 月 17 日施行）

「自主規制規則の見直しに関する 検討計画」(平成 25 年 7 月 16 日) 提案事項		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
4	<p>ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引について、取引開始基準の設定や確認書の徴求義務などの規制を廃止すること。</p> <p>【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】</p>	<p>⇒</p> <p style="text-align: center;">○対応済み</p> <p>(投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ)</p> <p>【対応内容】</p> <p>ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権証券の売買その他の取引について、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に規定する「取引開始基準」、「顧客からの確認書の徴求」及び「節度ある利用」の適用対象から除外した。(平成 25 年 11 月 19 日施行)</p>
5	<p>大量推奨販売等に該当することを懸念して、「注目銘柄」等に関する表示を行なう場合は、原則として5銘柄以上表示するとともに銘柄選定の根拠(基準や前提)を容易に閲覧できるように表示するとされている規制を緩和すること。</p> <p>【広告等に関する指針】</p>	<p>⇒</p> <p style="text-align: center;">△検討中</p> <p>【今後の検討スケジュール】</p> <p>インターネット証券評議会の検討課題の一つとして、大量推奨販売等に該当しないような情報提供の方法や表現等について整理を図り、その結果を受け具体的な規制のあり方について今後検討を行う。</p>

以上